

○厚生労働省告示第二百三十三号

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の六第二項の規定に基づき、職業安定法施行規則第二十四条の六第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を次のように定め、平成三十年一月一日から適用する。

平成二十九年六月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

職業安定法施行規則第二十四条の六第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習

1 職業安定法施行規則第二十四条の六第二項に規定する厚生労働大臣が定める講習（以下「職業紹介責任者講習」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 講習を実施する者（以下「講習機関」という。）の施設、設備、講習の実施の方法その他の講習に関する事項が、職業紹介責任者講習の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 講習機関の経理的及び技術的な基礎が、職業紹介責任者講習の適正かつ確実な実施に足るものであること。

2 職業紹介責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う職業紹介事業の業務の適正な遂行のため

に必要な知識を習得させるための講習とする。

名称	所在地
公益社団法人全国国民営職業紹介事業協会	東京都文京区本郷三丁目三十八番一号本郷信徳ビル五階
一般社団法人日本人材紹介事業協会	東京都港区芝公園二丁目六番十五号黒龍芝公園ビル西館二階
株式会社オファーズ	群馬県高崎市上大類町千四十九番地
株式会社オープンリソースエージェントパートナーズ事業部	東京都新宿区下落合二丁目一番八号三栄ビル三階